

資 料 編

- 第7期介護保険料の設定
- 諮問書
- 答申書
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過
- 介護保険サービス一覧
- 用語解説（五十音順）

第7期介護保険料の設定

1. 介護保険の財源

(1) 介護保険給付費の財源内訳

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費（税金）で負担します。第7期計画期間（平成30～32年度）においては、65歳以上の方（第1号被保険者）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

(2) 地域支援事業費の財源内訳

<介護予防・日常生活支援総合事業>

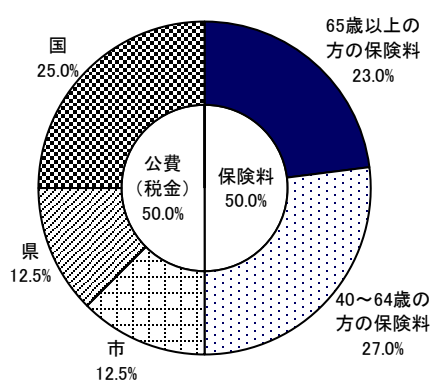
上の介護保険給付費（在宅サービスの場合）と同じです。

<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料として負担いただき、77%を公費で負担します。

■介護保険給付費の財源内訳

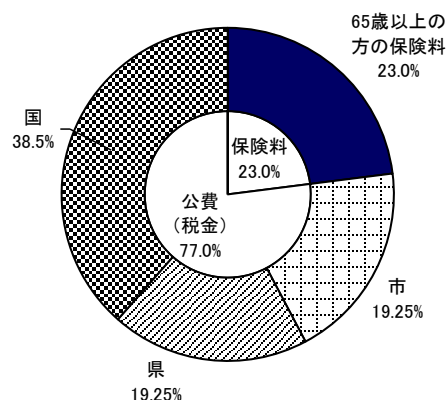
（在宅サービスの場合）



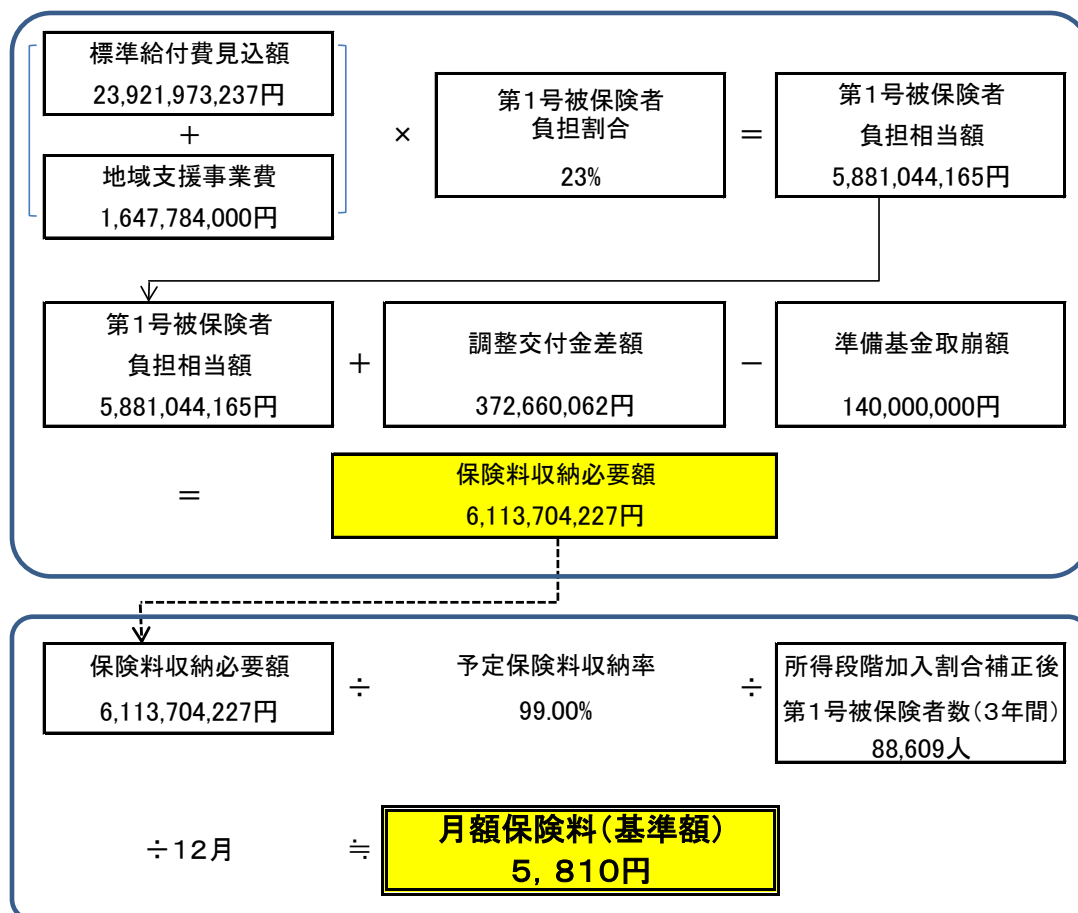
（施設サービスの場合：国 20.0%、県 17.5%）

■地域支援事業の財源内訳

（包括的支援事業及び任意事業の場合）



2. 介護保険料の決まり方



3. 所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第7期保険料基準額 年額 69,720円 月額 5,810円

課税状況	所得段階	対象者	基準額に対する割合	第7期保険料	(参考)第6期保険料
				年額 (月額)	年額 (月額)
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.45	31,370円	28,720円
				(2,614円)	(2,393円)
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	0.68	47,400円	43,410円
				(3,950円)	(3,617円)
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	0.75	52,290円	47,880円
				(4,357円)	(3,990円)
課税世帯	本人非課税	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	0.90	62,740円	57,450円
				(5,228円)	(4,787円)
	第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	69,720円	63,840円
				(5,810円)	(5,320円)
	本人課税	第6段階 本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満	1.16	80,870円	74,050円
				(6,739円)	(6,170円)
		第7段階 本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.33	92,720円	84,900円
				(7,726円)	(7,075円)
		第8段階 本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	115,030円	105,330円
				(9,585円)	(8,777円)
		第9段階 本人が市民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	135,950円	124,480円
				(11,329円)	(10,373円)
	第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満	2.00	139,440円	127,680円
				(11,620円)	(10,640円)
	第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.25	156,870円	143,640円
				(13,072円)	(11,970円)
	第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上	2.30	160,350円	146,830円
				(13,362円)	(12,235円)

注：低所得者対策として、第1段階のみ「基準額5%」の公費（税金）が投入されています。

(参考)過去の保険料基準額(月額)

第4期 (平成21～23年)	第5期 (平成24～26年)	第6期 (平成27～29年)
4,150円	4,800円	5,320円



29 糸介第1045号

平成29年7月28日

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会

会長 高野 和良 様

糸島市長 月 形 祐 二

糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について
(諮問)

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則（平成22年糸島市規則第95号）第2条第1項の規定に基づき、下記のことについて、理由を付して諮問します。

記

1 諮問事項

糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について

2 理由

糸島市において高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画及び平成30年度から32年度までの3年間の計画期間とする第7期介護保険事業計画を一体的に策定する必要があるため。



平成30年1月19日

糸島市長 月形祐二 殿

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野和良

糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について（答申）

平成29年7月28日付け29糸介第1045号で諮問のあった「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定」について、審議を行いましたので答申します。

記

1 諮問事項の審議にあたって

本運営協議会では、平成27年3月に策定された「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の実施状況や現状の課題などを踏まえ、次期「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に向けて、平成29年7月から5回の協議会を開催してきました。

次期計画では、今期から着手した「いとしま地域包括ケアシステムの構築・推進」を継承することを前提として、さらなる深化・推進を図りながら、団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年）を見据えた各施策のあり方について、集中的に調査・審議を行い、本運営協議会としての意見がまとまりました。

併せて、第7期の介護保険料についても、被保険者数や要介護認定者数の推移及び介護保険サービスの見込み量等を確認し、慎重に調査・審議を進めたうえで、国の介護報酬改定率0.54%の引き上げ等を反映したところの保険料額の確認を行いました。

2 審議結果

- (1) 別添「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）」については、適正なものであると認める。
- (2) 別紙「第7期介護保険料（案）」については、適正なものであると認める。

3 附帯意見等

- (1) 「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び次期介護保険料について、広く周知を図るとともに、市民の理解を得るため丁寧かつわかりやすい説明に努めていただきたい。
- (2) 計画の推進にあたり、特に自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの推進及び認知症施策については、重点的かつ迅速に取り組んでいただきたい。
- (3) 市民が、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、高齢者を取り巻く状況や市民ニーズを把握しつつ、医療や介護サービスの充実に向け引き続き検討をしていただきたい。
- (4) 設置から3か年を経過する地域包括支援センターのあり方については、将来的な後期高齢者や高齢者世帯の状況をふまえて詳細な検討が必要である。
地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営が中長期的に維持されるために、設置数や職員の配置等についても早急に検証していただきたい。
- (5) 市は、市民が自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた健康づくり、生きがいづくり及び早期からの介護予防活動に取り組むよう意識啓発や気運の醸成等を図っていただきたい。

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿

区 分	委 員 名	所 属 等
被保険者代表	近 藤 征 生	糸島市シニアクラブ連合会 事務局長
	田 中 明 生	糸島市身体障害者福祉協会 顧問
	松 田 共 浩	一 般 公 募
	三 苫 むつ子	一 般 公 募
	吉 村 シゲ子	民生委員・児童委員協議会 副会長
事業者代表	太 田 千 恵	特別養護老人ホームマイネスハウス 施設長
	黒 木 一 宏	特別養護老人ホーム志摩園 事業統括部長
	平 田 直 之	特別養護老人ホーム富の里 施設長
	迎 和 子	特別養護老人ホームはまぼう 施設長
	持 田 智	た な か ク リ ニ ッ ク 事 務 部 長
公益代表	○足 立 宗 久	糸 島 歯 科 医 師 会 専 務 理 事
	扇 清 人	糸 島 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	◎高 野 和 良	九州大学大学院人間環境学研究院 教授
	田 中 仁	糸 島 医 師 会 代 表
	岩 本 治 也	福岡県糸島保健福祉事務所 所長兼保健監

◎会長 ○副会長

※任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成29年7月28日（金）	・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について（諮問）
		・ 平成28年度事業報告
		・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画進捗状況
		・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について
第2回	平成29年8月31日（木）	・ 平成28年度地域包括支援センター事業評価結果
		・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について （被保険者数・認定者数・給付費推計、保険料試算、施設整備）
		・ 地域包括ケアシステムの構築、推進について
第3回	平成29年10月12日（木）	・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について （表紙、目次、第1章～第4章）
		・ 地域包括ケアシステムの構築、推進について
第4回	平成29年11月14日（火）	・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について （第5章～第7章、介護保険制度の改正の主な内容）
		・ 地域包括ケアシステムの構築、推進について
	平成29年12月6日（水） ～ 平成30年1月5日（金）	・ パブリックコメントの実施 閲覧場所：市役所介護・高齢者支援課、各校区公民館、市ホームページ
第5回	平成30年1月19日（金）	・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について （計画案の最終確認、保険料、答申案）
平成30年1月19日（金）		・ 糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の答申

介護保険サービス一覧

分類	サービス名	サービス内容
居宅サービス	訪問介護 (介護予防訪問介護)	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。
	訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
	通所介護 【デイサービス】	通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで利用します。
	通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)	通所リハビリテーションの施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで利用します。
	短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)	介護老人福祉施設等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。
	短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)	医療機関や介護老人保健施設が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを提供します。
	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。
	福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	車いすや介護ベッド等の日常生活の自立を助ける、または機能訓練のための用具をレンタルします。
	福祉用具購入【特定福祉用具販売】 (介護予防福祉用具購入)	福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。
	住宅改修 (介護予防住宅改修)	手すりの取付けや段差解消等、生活環境を整えるために住宅の小規模な改修を行った場合に、改修費用の一部について給付します。
	居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。
	認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の利用者が通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで利用します。
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。
	地域密着型通所介護	通所介護の施設(利用定員19人未満)に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを利用します。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護)	地域密着型の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護【特別養護老人ホーム】	入所定員30人未満の介護老人福祉施設が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
施設サービス	介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
	介護老人保健施設	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションや医療、介護などを提供します。
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。
	介護医療院 【平成30年4月創設】	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

■その他の保険給付等

給付費名等	内容
特定入所者介護サービス費	介護保険施設利用者で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
高額介護サービス費	月々の自己負担額の世帯の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険のサービス利用にかかる自己負担額について、世帯の1年間の合計が著しく高額になった場合、所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
審査支払手数料	事業所からのサービスにかかる費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料。

用語解説（五十音順）

あ 行	
アセスメント	ケアプランの作成に当たって、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握すること。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。
NPO	民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくりなどのさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体。
か 行	
介護給付	要介護状態（要介護 1～5）にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護者などの身体的状況などに応じて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人
介護認定審査会	要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行う。また判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができる。
介護予防・日常生活支援 総合事業	平成 27 年度制度改正によって、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ実施することが可能な地域支援事業へ移行したもの。多様な主体が参画し、サービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指している。
基本チェックリスト	厚生労働省によって作成された生活機能評価において用いられる調査票。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目について、「はい／いいえ」で回答する。

か 行	
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一般的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
健康寿命	厚生労働省の定義では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」となっており、介護や支援等を受けずに、自立して日常生活を送ることができる期間のこと。
コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別人口をもとに、男女・年齢階級別の死亡率、社会動態による移動率、女子の年齢別出生率等を仮定としてあてはめ、将来の人口を推計する方法。

さ 行	
サービス付高齢者向け住宅	「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。サービス内容は、安否確認サービスや生活相談サービスが主となっており、介護と医療が提供される場合もある。
サロン活動	公民館等を拠点に住民である当事者とボランティアが協働で内容を企画し、家族がいても昼夜一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者などが、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒にレクリエーションや簡単な体操などを行うことで、いきいきと生きがいをもって地域で元気に暮らせることを目指し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
住民基本台帳	市町村において、住民の居住関係の公証（住民票の写しの交付など）、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。 (1)氏名，(2)出生年月日，(3)性別，(4)続柄，(5)転入年月日などが記載されている。
主任介護支援専門員 （主任ケアマネジャー）	介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了した者、または主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成27年1月策定。 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を新オレンジプランと呼ぶ。

さ 行	
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。主なものとして、がん、脳血管疾患、心臓病があり、日本人の3大死因となっている。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を提携した場合に、それを取り消すことが出来るようにするなど、本人を保護するための制度。
生活機能低下者	将来、介護が必要となるおそれの高い状態にあると判断される高齢者

た 行	
第1号被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上の人。
第2号被保険者	市町村の住民のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）の3年間に生まれた世代を指す。
地域共生社会	平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会をいう。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各市区町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域密着型サービス	高齢者が介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域の中で馴染みの人間関係などを維持しながら生活できるよう、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するための仕組み。原則として保険者の区域内の住民のみが利用できる。

た 行	
出前講座	自ら住みやすいまちづくりを行うために、地域の事業や施策等の情報を提供することにより、行政と市民が一体となってまちづくりを考えていき、地域住民の要望に応じて、職員等が直接伺い、情報の提供を行うものの。
な 行	
二次医療圏	都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域単位を医療圏といい、二次医療圏とは特殊な医療を除く、一般的なサービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として設定する。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案、および、かかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。認知症サポート医は厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。
認知症地域支援推進員	認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

や 行	
ヤングシニア生きいきプロジェクト	糸島市に居住する概ね 60 歳から 74 歳の中高年層を対象とし、健康寿命の延伸のため、健康づくり活動や趣味・生涯学習・ボランティアなどの生きがい活動、就労活動の活性化を図るもの。
要援護高齢者	日常生活上、何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者 (要支援認定者)	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援 1・2 に、要介護者は要介護 1～5 に区分される。
わ 行	
我が事・丸ごと	すべての市民・関係者が地域の生活課題を他人事ではなく、「我が事」として捉え、関わり、地域住民及びその世帯が抱える課題を高齢者・障害者・子どもといった分野別ではなく「丸ごと」受け止める総合相談支援体制の整備を図ろうというもの。平成 28 年 7 月に厚生労働省に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置された。

糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行 福岡県糸島市

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-323-1111

FAX 092-321-1139